

別添 1

誤りのあった試験問題

【問 1 2】 フォームヘッドを用いる泡消火設備に関する次の記述のうち、文中の（ ）に当てはまる数値の組合せとして、消防法令上、正しいものはどれか。

「一の放射区域の面積は、飛行機又は回転翼航空機の格納庫にあつては（ア） m^2 以上（イ） m^2 以下としなければならない。」

	(ア)	(イ)
1	50	100
2	80	160
3	80	100
4	50	160

誤りの内容

消防法施行規則第 18 条第 1 項第 2 号において、フォームヘッドは、飛行機又は回転翼航空機の格納庫に設けることができるものとされていないことから、正解肢が存在しない。

<参考>

消防法施行規則第 18 条第 1 項第 2 号

「泡ヘッドは、令別表第一（13）項口に掲げる防火対象物又は防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機若しくは垂直離着陸航空機の発着の用に供されるものにあつてはフォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッドを、道路の用に供される部分、自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車のために供される部分にあつてはフォームヘッドを、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分にあつてはフォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッド又はフォームヘッドを、次に定めるところにより設けること。（以下略）」

消防法施行規則第 18 条第 4 項第 5 号

「フォームヘッドを用いる泡消火設備の一の放射区域の面積は、道路の用に供される部分にあつては 80m^2 以上 160m^2 以下、その他の防火対象物又はその部分に設けられるものにあつては 50m^2 以上 100m^2 以下とすること。」

消防法施行令別表第 1

（13）項口・・・飛行機又は回転翼航空機の格納庫

別添 2

当該問題を使用した試験実施日等

試験実施日	試験実施 都道府県	合格発表日
平成 27 年 8 月 23 日	香川県	平成 27 年 9 月 30 日
平成 27 年 8 月 30 日	茨城県	平成 27 年 10 月 7 日
平成 27 年 8 月 30 日	長野県	平成 27 年 10 月 7 日
平成 27 年 8 月 30 日	島根県	平成 27 年 10 月 8 日
平成 27 年 9 月 6 日	神奈川県	平成 27 年 10 月 15 日
平成 27 年 9 月 13 日	熊本県	平成 27 年 10 月 22 日
平成 27 年 12 月 6 日	京都府	平成 28 年 1 月 15 日
平成 28 年 2 月 14 日	千葉県	平成 28 年 3 月 16 日
平成 28 年 2 月 14 日	福井県	平成 28 年 3 月 7 日
平成 28 年 2 月 20 日	青森県	平成 28 年 3 月 14 日
平成 28 年 2 月 20 日	岩手県	平成 28 年 3 月 24 日
平成 28 年 2 月 27 日	山梨県	平成 28 年 3 月 28 日
平成 28 年 2 月 28 日	三重県	平成 28 年 3 月 23 日
平成 28 年 5 月 28 日	山形県	平成 28 年 6 月 30 日
平成 28 年 7 月 17 日	大阪府	平成 28 年 8 月 19 日
平成 28 年 7 月 24 日	鳥取県	平成 28 年 8 月 29 日
平成 28 年 7 月 24 日	岡山県	平成 28 年 8 月 25 日
平成 28 年 8 月 27 日	岩手県	平成 28 年 9 月 30 日
平成 28 年 8 月 28 日	長野県	平成 28 年 9 月 30 日
平成 28 年 10 月 9 日	熊本県	平成 28 年 11 月 14 日
平成 28 年 11 月 13 日	北海道	平成 28 年 12 月 15 日
平成 28 年 12 月 18 日	東京都	平成 29 年 1 月 26 日 (予定)
合 計	延べ 22 都道府県	